

令和 8 年度浜松市認知症対応型サービス事業開設者研修実施要領

第 1 研修の目的

この研修は、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331010 号厚生労働省老健局長通知）に基づき、浜松市が実施主体となり社会福祉法人静岡県社会福祉協議会に委託して実施するもので、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者又は代表者になることが予定されている者が、これらの事業所を運営していく上で必要な「認知症高齢者の基本的な理解」「認知症高齢者ケアのあり方」「適切なサービス提供のあり方」などの必要な知識・技術を習得することをねらいとする。

第 2 研修の対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（いずれも指定申請を行う予定の事業者を含む。）の代表者又は代表者になることが予定されている者で、事業所の所在地が浜松市内であるものに限る。

なお、次のア～オの研修を修了している者は、事業者指定を受ける際に必要とされる研修を修了しているものとみなすこととしており、必ずしも本研修を受講することを要しない。

- ア 認知症介護実践研修（実践者研修又は実践リーダー研修）【平成 17 年度実施分のみ】
- イ 認知症高齢者グループホーム管理者研修【平成 17 年度実施分のみ】
- ウ 痴呆介護実務者研修（基礎課程又は専門課程）
- エ 認知症介護指導者研修【平成 17 年度以前のもの】
- オ 認知症高齢者グループホーム開設予定者研修

第 3 受講定員

浜松市・静岡県・静岡市合わせて 45 人とする。

第 4 実施日程・研修会場

	日 程	研修会場
講義	令和 8 年 11 月 27 日（金）	静岡県総合社会福祉会館「シズウエル」 1 階 101 会議室 （静岡市葵区駿府町 1-70）
現場体験	第 5 研修カリキュラム【現場体験】に定めるとおり。	

※ 研修日程の一部のみの受講は、認めない。全日程（講義及び現場体験）を期限内に修了した者をもって修了者とする。

第5 研修カリキュラム

【 1 日目 】 令和8年11月27日（金）

時 間	内 容
9:50～10:00	開 講 式 オリエンテーション
10:00～10:30 (30 分)	1 地域密着型サービスの指定基準 「地域との連携」「質の向上」などの地域密着型サービスの指定基準について理解する。
10:40～12:10 (90 分)	2 認知症高齢者ケアのあり方 認知症高齢者が、自分の能力に応じて自立した生活を送るための支援を行うために必要な、基本的な考え方を理解する。 (1) 権利擁護 認知症により、日常生活の中で制限されてしまう個人の自由や意思決定の尊重、人権擁護の具体的な方法の理解を深める。 (2) リスクマネジメント 認知症により、日常場面で生じ得る高齢者の抱えるリスクを理解し、事故に対する危機管理だけでなく、認知症を抱えた個人の生活の質を保証するためのリスクマネジメントのあり方を学ぶ。
12:10～13:10	(昼休憩)
13:10～14:40 (90 分)	3 認知症高齢者の基本的理解 (1) 医学的理解 認知症が本人の生活に及ぼす影響や、生活障害について医学的理解を深める。 (2) 心理的理解 認知症によって高齢者の心理にどのような変化が生じ、それが生活面にどのような影響を与えるかを学び、高齢者の心理面の理解を深める。 (3) 自立生活 認知症の人が自立した生活を送ることの意味と、それを支援することの重要性を理解する。 (4) 家族の理解・高齢者との関係の理解 家族介護者のみならず、他の家族も含めた家族の理解と、高齢者と家族の関係を通して、認知症介護から生じる家庭内の様々な問題や課題を理解し、家族への支援の重要性について理解する。
14:50～16:20 (90 分)	4 地域密着型サービスの取組みについて 「地域との連携」「質の向上」などの地域密着型サービスの指定基準について、また、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の各事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。

【 2 日目 】※1 日目受講後 1 か月以内に行う

時 間	内 容
8 時間	現場体験 ※ 2 事業所において

【受講後の課題】

- ① 研修内容について所定の様式でレポートを作成
- ② 所属している法人以外の施設（小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護のうち 2 施設）へ見学及び事業所の開設者から聞き取りを行い所定の様式でレポートを作成

①・②のレポートを作成し、現場体験証明書を添えて令和 9 年 1 月 8 日（金）までに静岡県社会福祉人材センター（研修課）へ提出すること。（必着）

第 6 研修に要する費用

教材等に係る実費相当分として 5,000 円を、払込票により事前振込する。

なお、交通費等については受講者の自己負担とする。

※本研修は、福祉人材センターが行う社会福祉法第 94 条第 4 項に規定する業務であり、第 2 種社会福祉事業である「福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業」に該当するため、非課税である。

第 7 受講の申込み

別に定める募集要項に定めるところにより、受講申込みを行う。

なお、現場体験の日程・場所を決定しておくこととする。

第 8 受講者の決定

受講申込者が定員を超える場合は、公正な選考を行い、受講者を決定する。

なお、申込者全員に選考結果を通知する。

第 9 修了証書の交付

本研修の全課程を受講した者に修了証書を交付する。なお、交付は、レポート及び現場体験証明書の提出後とする。